

上林新八はもと周防の國徳山の士なりしが、故あり浪人して寶永の始つかた、廣しまに來り、人の家かりて住けり、新八貧くしてはたいとけなく依頼べき人もなかりしが、一人の下部あり、名を與右衛門とよぶ、朝夕ひまなく物をつくり賣るなし、新八をはぐ、むこと年久し、それのみならず、常に人道のをしへを加へ、かしこく生し立て、殊に武士のわざをば、かたのごとく修煉させけり、享保十年七月廿九日銀壹貫目を賜はりて、その忠勤をあらはさる、與右衛門その銀を以て家を買ひ、主人を移すませけるが、幾ほどなく新八召出されて、當家の臣となりぬ、與右衛門主につかふる、すべて四十七年にして、延享元年甲子の三月某の日身まかりけるとなん、

〔藝備孝義傳 安國佐伯郡〕

玖波村新屋七郎右衛門家來喜兵衛

喜兵衛は津田村の產なり、二十ばかりの頃にや、玖波驛に來りて、新屋七郎右衛門が家につかへ、慎勤ること二十五六年ありて、主もたのもしき者に思ひ、其家の乳母をこれに妻あはせ、家をもあたへたるが、生理をはげみや、資も出來りしに、七郎右衛門火災にあひて、屋宅倉庫のこらす灰となりぬれば、喜兵衛ふかく愁ひて、又主の家にかへり、夫婦はかりいとなみて、宅倉もとのごとく造りけり、また年頃己がたくはへたる財物も底を拂ふて打出し、家業も舊のごとく續かせける、此時七郎右衛門死して、子の半右衛門が代なり、半右衛門また不幸にして、七三郎といふ小兒と老たる祖母とを世に遣し妻とともに皆病てうせけり、喜兵衛猶もたゆまず、夫婦力を極て輔養ふ、およそ衣服飲食みな二人してつかふまつり、敢て人にさせしめず、殊に誠をあらはせしは七三郎が疱瘡の時、渠等おもへらく、此家の斷續まことにこゝにきはまれり、今心力を盡さざらめやと、六七十日の間、晝夜いだきかへて護ける、兩親世に在とも、いかで如此なし得べきと、見人皆稱歎せり、喜兵衛子なけれども、かつて承引す、主の家かく危ければ、私のあと思ふに暇あらず、たゞ此人をもり立て、此家おこすべきの外、さらに念なく候と